第５２回ちょっといって講座

「コロナ禍での最低賃金政策の行方」

講師　吉村臨兵福井県立大学看護福祉学部教授

２０２０年１１月２５日

福井県国際交流会館

福井県地方自治研究センター

福井地区平和センター

福井県庁職員組合

自治労福井市職員労働組合

永平寺町勤労者協議会

ちょっといって講座実行委員会

主催者挨拶：田邊福井県庁職員組合委員長

ちょっといって講座は年 2 回開催しようということで来ましたが、今年に入り新型コロナウイルスの感染が拡大し、開催をどうしようかと悩んでいましたが、全国的には第 3 波ということもあり、出席者の確保も危ぶまれたところですが、感染対策をしっかり整えてやることとしました。

今日のテーマは最低賃金を取り上げました。コロナ禍において非正規労働者の雇止めなど影響が広がっています。福井県では 829 円の地域別最低賃金が 1 円上がって 830 円となりました。全国的にも 1～3 円と今年は低く抑えられてしまいました。コロナ禍を口実として、今後も上げられなくなるのではと憂慮しております。最低賃金はいくらを目指せばいいのかという議論もありますが、福井県では時給 1000 円を目指すという議論もあります。今日は労働政策の中で最低賃金はどうあるべきかについて、吉村臨兵教授のご講義をお願いしたいと考えております。

吉村臨兵

本日は、コロナ禍で集まりなども不安視される中、リアルで開催するという企画に、おいで頂いたことに感謝します。

はじめに　労働力の動向

【図表 0-1】

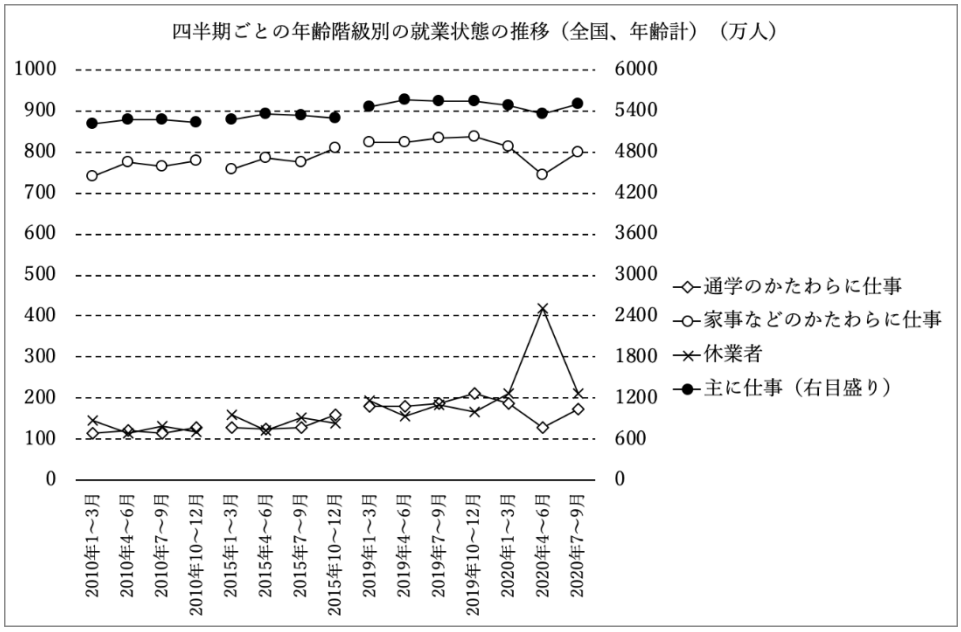

最低賃金に入る前に、労働市場の動向をみておきましょう。2000 年以降の傾向として、まずは高齢者が流入しています。年をとっても働き

続ける人が増えているということです。

コロナの影響の本格的な出現については、データ上ははっきりしませんが、分かるところもあります。【図表 0-1】ですが、「労働力調査」には就業状態と年齢階級を分けたデータがあります。北陸など地域別データは四半期ごとがあります。そこで、全国の傾向について 2019 年、2015 年、2010 年を見ますと、2020 年 4～6 月には年齢合計で 400 万人を超える休業者があります。減っているのは「通学のかたわらに仕事」という学生のアルバイトなどです。あるいは「家事の傍らに仕事」が人数的に減っています。ここにはコロナの影響だということがはっきり出ています。【図表 0-2】は 65 歳以上のついてのグラフですが、「主に仕事をしている」というが 2010 年（400 万人）・2015 年（530 万人）・2019 年（650 万人）と増えていることがわかります。これらについて全国と北陸で違うという傾向はみられません。

【図表 0-2】

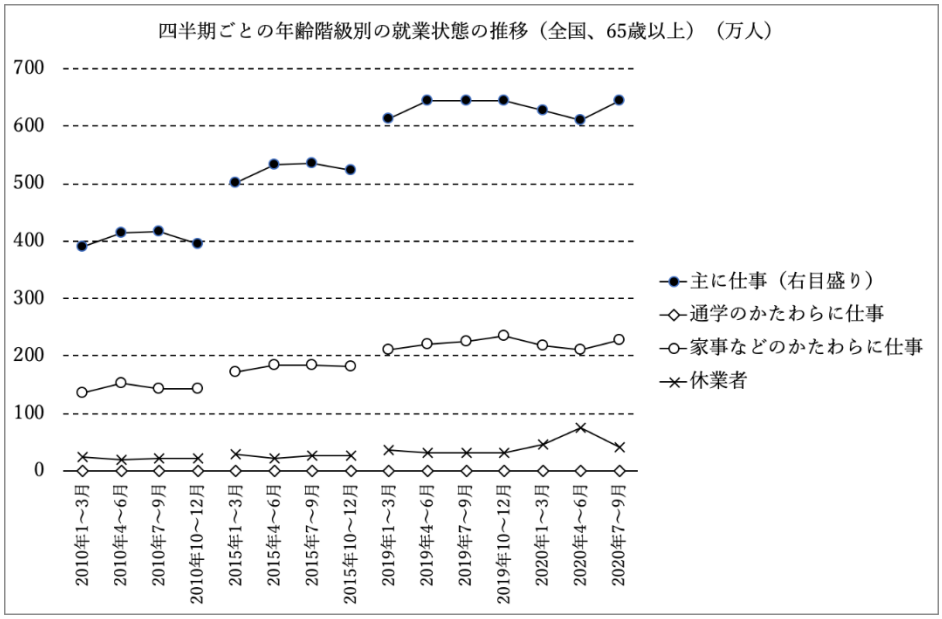

ちなみに、厚労省は、「労働経済動向調査」というものも四半期ごとに発表しています。そのなかに「あなたの会社は雇用調整をしましたか」と尋ねる質問があります。「した」と答えた会社の比率がどれくらいあるかですが、たとえば私の大学の講義では、製造業について 1980 年代からの数字を見せて景気動向を実感してもらっています。その調査をみると、今年に入ってからは飲食関係は 4～6 月期は雇用調整の傾向がはっきりと出ています。「一時休業した」あるいは「希望退職の募集」など、深刻なタイプの雇用調整が出てきます。

1　賃金の下限額をめぐる近年の傾向

1）　地域別最低賃金と生活保護の「逆転現象」の解消

それでは最低賃金にかかわるお話に入ります。まず、地域別最低賃金と生活保護の「逆転現象」ですが、2014 年 10 月の改定で解消したといわれています。もっとも、それが十分な水準かどうかは疑義が多いところです。逆転現象が何だったかというと、週 40 時間、月でいえば 170 時間台働くよりも、生活保護をもらっている方が収入が多いということです。これは最低賃金という仕組みとしておかしいでしょう。そこで 2007 年に「生活保護との整合性」という文言が最低賃金法に入り、同じ頃から地域別最低賃金が急なピッチで上がってきました。

ところが、たとえばその整合性をとる根拠にしている「生活保護基準」の計算方法は、都道府県ごとに、県内の級地区分ごとの人口を加重平均し、その県の生活扶助費とする計算をしています。中央最低賃金審議会で決める目安の計算の根拠がそれなのです。これでは、福井県内では福井市のような最も生活費がかかるであろうと思われるところの水準にとどいていないのではないかということになります。

また、そもそも 1 人が生活できるためだけの金額が計算されています。そこで、シングルペアレントの世帯の場合子供一人を扶養できる金額として計算できないかという提案もあります。ほかに、住宅についても計算の方法がおかしいのではという話もあります。つまり、逆転現象が解消されたといっても、それでめでたしめでたしとはならないわけです。

２）政治主導による地域別最低賃金の上昇

そして、逆転現象の解消後は、政治主導による地域別最低賃金の上昇が行われています。安倍内閣でなぜ地域別最低賃金が上がるのかは、謎といえば謎ですね。もっとも、昨年から今年にかけてはほとんど上昇していません。けれども、菅内閣のブレーンになった、ゴールドマンサックス出身で小西美術工芸社社長のアトキンソン氏は、日本の生産性との関係で最低賃金を上げる方が良いという話をしておられます。これには、何か別の意図があるのかとも感じるところです。

３）全国一律 1500 円になどの掛け声

最低賃金を 1500 円にとか 2000 円にという声もあります。たとえば連合は連合リビング・ウェイジを生活費から積算しています。また、全労連系では切りのいい金額で出しています。米国で 15 ドルという州最低賃金の設定も広がりをみせており、それくらいの水準を提示しようということでしょう。これは、エッセンシャルワークをしている人からは歓迎されることです。それで雇用が減るとか、いや雇用は減らないという意見もあり、実際のところはよくわかりません。

４）特定最低賃金（産業別最低賃金）を地域別最低賃金が上回る例の増加

こういう事例が増加しています。東京・神奈川などは地域別最低賃金に埋没してしまいました。それをどのように解釈するかですが、連合大阪などからは、適用対象をみなおすなどの提言もあります。

５）賃金条項のある公契約条例で相場維持をはかる例

2009 年の野田市公契約条例以来、賃金条項のある「公契約条例」が出てきています。この条例は、その地域の賃金相場の維持を図るものです。新宿区を入れると２３の自治体になります。一覧を全建総連が出していますが、ほとんどが南関東の東京・神奈川・千葉・埼玉県の市・特別区などです。それから愛知県に２自治体、豊橋市、豊川市、兵庫県に加西、加東、三木の３市、福岡県直方市などがあります。なぜ、関東圏に偏っているかについて、あとで１つの解釈をお話しします。

図表1-1

都道府県名	最低賃金時間額 令和2（2020）年度	最低賃金時間額 令和元（2019）年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 令和2（2020）年度	最低賃金時間額 令和元（2019）年度	発効年月日
北海道	861	861	令和元年10月３日	滋　賀	868	866	令和2年10月1日
青　森	793	790	令和2年10月3日	京　都	909	909	令和元年10月１日
岩　手	793	790	令和2年10月3日	大　阪	964	964	令和元年10月１日
宮　城	825	824	令和2年10月1日	兵　庫	900	899	令和2年10月1日
秋　田	792	790	令和2年10月1日	奈　良	838	837	令和2年10月1日
山　形	793	790	令和2年10月3日	和歌山	831	830	令和2年10月1日
福　島	800	798	令和2年10月2日	鳥　取	792	790	令和2年10月2日
茨　城	851	849	令和2年10月1日	島　根	792	790	令和2年10月1日
栃　木	854	853	令和2年10月1日	岡　山	834	833	令和2年10月3日
群　馬	837	835	令和2年10月3日	広　島	871	871	令和元年10月１日
埼　玉	928	926	令和2年10月1日	山　口	829	829	令和元年10月５日
千　葉	925	923	令和2年10月1日	徳　島	796	793	令和2年10月4日
東　京	1,013	1,013	令和元年10月１日	香　川	820	818	令和2年10月1日
神奈川	1,012	1,011	令和2年10月1日	愛　媛	793	790	令和2年10月3日
新　潟	831	830	令和2年10月1日	高　知	792	790	令和2年10月3日
富　山	849	848	令和2年10月1日	福　岡	842	841	令和2年10月1日
石　川	833	832	令和2年10月7日	佐　賀	792	790	令和2年10月2日
福　井	830	829	令和2年10月2日	長　崎	793	790	令和2年10月3日
山　梨	838	837	令和2年10月9日	熊　本	793	790	令和2年10月1日
長　野	849	848	令和2年10月1日	大　分	792	790	令和2年10月1日
岐　阜	852	851	令和2年10月1日	宮　崎	793	790	令和2年10月3日
静　岡	885	885	令和元年10月４日	鹿児島	793	790	令和2年10月3日
愛　知	927	926	令和2年10月1日	沖　縄	792	790	令和2年10月3日
三　重	874	873	令和2年10月1日	全国加重平均	902	901	

以上のような論点は論点として、近年の傾向の全体像を具体的な金額面でみておきます。【図表 1-1】は現在の地域別最低賃金の表ですが、最高額が東京の 1013 円から最低の沖縄の 792 円で 220 円程度の差になっています。少し前までは 100 円程度の差でした。最も低いところとしては、北東北、南九州、沖縄、最近は四国も入ってきています。ちなみに、福井県は最近は富山県に引き離され気味です。

【図表 1-2】

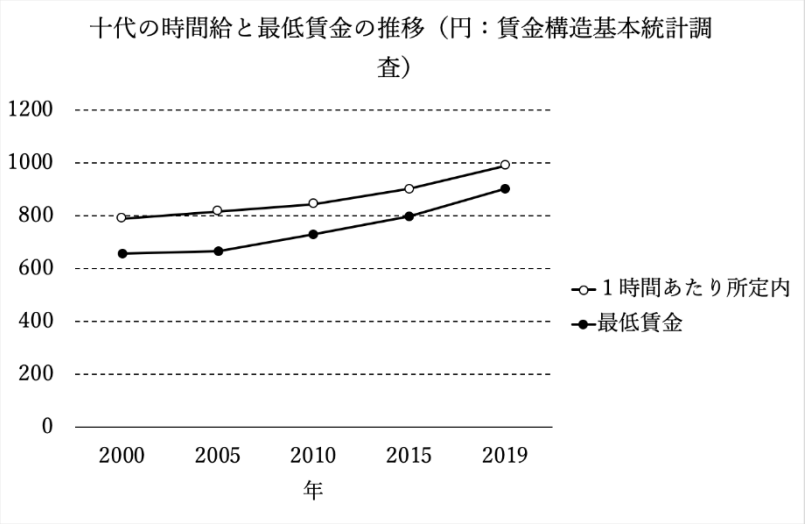

つぎに【図表 1-2】ですが、最低賃金がどういうふうに上がってきているかというと、19 歳以下の短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与と全国最低賃金の加重平均を比較すると、年々差が縮まっています。1990 年頃はかなり離れていて、高校生のアルバイトでも地域別最低賃金よりは少し高いというのが普通でした。最低賃金が上がってきているので、実勢賃金が追い付かれるという状況がここ 10 年の状況です。

2　地域別最低賃金の差と住居費

1）地域別最低賃金の上昇と「全国一律」の議論

1 でみたように、こんなに格差が出てきたのあれば、全国一律の最低賃金の方がいいのではないかという話もあります。大都市部が上昇したことによって、最低額と最高額の格差の拡大しているのがここ 13、14 年の傾向です。

そこで、国内で許容される最高額と最低額の差を 2 割程度と考えてみたいと思います。というのも、20%の差を設けているものとして、国家公務員の地域手当があるからです。一番高いところは 20%増しなんですね。つまり、制度上、20%までの地域差は想定されているということです。

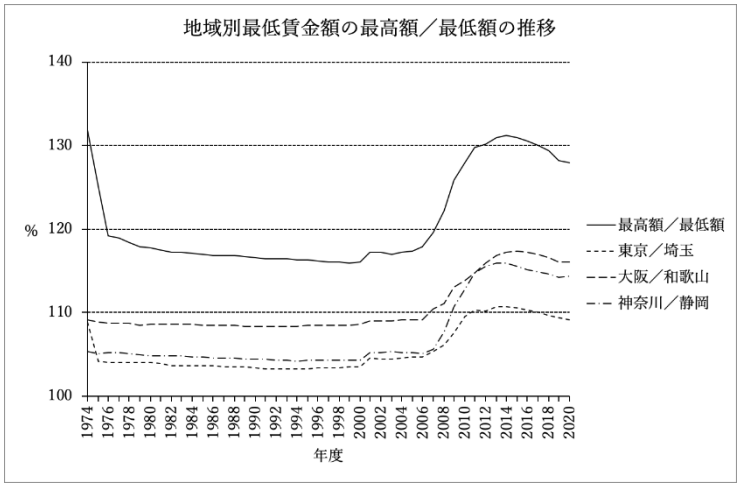

【図表 2-1】

出所：労働調査会『最低賃金決定要覧』各年。

そこで【図表 2-1】は、高い地域の最低賃金を低い地域の最低賃金で割ったものです。沖縄で東京を割ったという感じです。1970 年代からのグラフですが、2006 年ぐらいからグーっと上がり始めているのですが、それが、生活保護法の扶助費と比較して、東京・神奈川は低すぎるという議論の反映です。そのため、地方と東京の差が広がってきたのです。2007 年の法改正前後までは 120%のラインを超えていませんでしたが、いまは東京は 130%前後になっています。ついでにいうと、となり同士の都道府県でも差があります。東京／埼玉では 110%ぐらいです。大阪・和歌山あるいは神奈川・静岡も図示しておきました。少しくらい差のあること自体は別にいいでしょうが、労働力が流出してしまう恐れもあり、あまり大きな差はないほうがいいといえるでしょう。

２）地域ごとの住居費

そこで問題になるのが、地域差の大きな原因は何かという疑問ですが、一般的には大都市は物価が高いといいます。しかし、地方も自家用車などで生活費は嵩みます。たとえば生活保護費は自家用車の保有を想定していません。その分が生活扶助費に入っていないのですね。しかし、地方では自家用車の保有はほぼ必須です。とすると、生計費は大都市と地方でほぼプラスマイナス・ゼロかもしれません。そこで、ここでお話ししたいのは、官庁統計からわかる範囲のこととして、地域ごとの消費支出の差の大きな原因として住居費があるのではないかということです。

【図表 2-2】

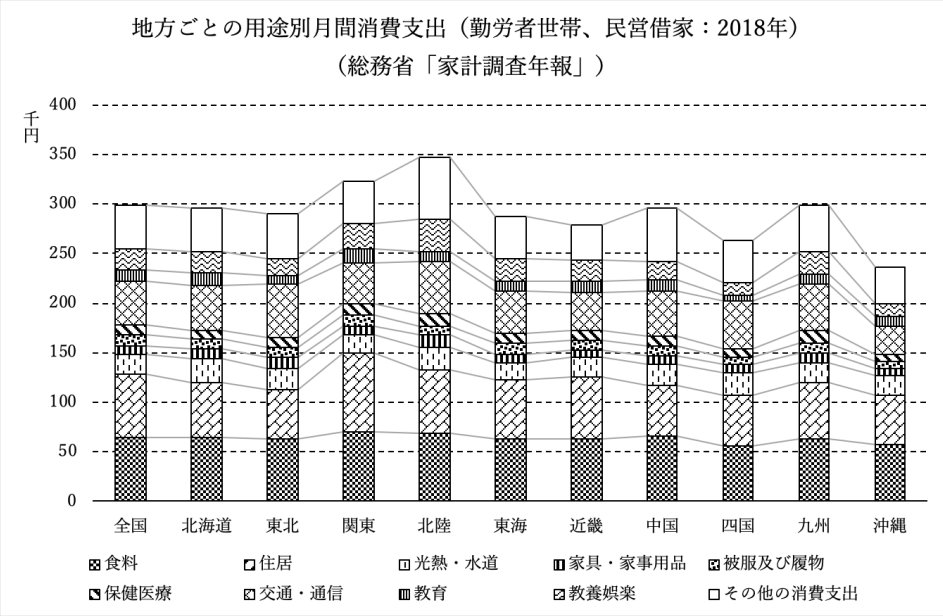

【図表 2-2】は、地方ごとの用途別月間消費支出ですが、家計調査の中から、「勤労者世帯」でかつ「民営借家に住んでいる世帯」を抽出したものです。「持家の世帯」は住居費は非常に低く出るのでこうした比較には向いていません。消

費支出の中で、食糧費はそれほど地域別の差はありませんが、住居費はかなり差があるように見受けられます。北陸はその他の消費支出も多いですが仕送りや冠婚葬祭費などのようです。

ただ、このグラフのみからは、地域間の差にどの用途がどれほど寄与しているかはあまりよく読み取れません。そのため、それぞれの要素が差をどの程度生んでいるかを計算してみたところ、消費支出全体でみて、「関東」以外の地域を下の方へ引っ張る大きな要因となっているのがやはりまず住居費だということが浮き彫りになりました。したがって、住居費の差が最低賃金の水準決定にもちこまれないならば、その地域差は劇的に減るということです。

もっとも、家計調査の「関東」には山梨・長野まで入りますので、その計算結果でも、東京や神奈川だけを考えた場合よりは突出の度合いが緩和された数字といえます。とはいえ、日本の社会保障の形態、所得保障のしかたが、住宅手当なり住宅扶助なりを低所得世帯に単独で普遍的に支給するという社会保障の形に変われば、最低賃金も全国で均一な水準に近づくということに変わりはありません。それに対して、現状はというと、日本と米国は、あらゆる生活費を一度賃金として稼いで、これをあれこれの用途に使うというモデルの国です。欧州では、様々な形で社会的手当てが支給されていて、何もかも給料で稼がなければならないという状況ではありません。

3　特定最低賃金について

1）ポジティブリスト化

特定最低賃金は、地域別最低賃金が上がってきたことで、存在感がなくなってきています。この状況に対して、連合大阪による報告書に、対象となる労働者をポジティブリスト化しようという議論を紹介しているものがあります。従来のネガティブリスト方式の範囲設定の上にポジティブリスト的発想による新たな要件を書き加えることで、「基幹的労働者」の定義を明確化する（連合大阪 2017:12）ものです。

特定最低賃金はそれぞれの産業の基幹的労働者に適用するものです。その場合、どの産業にでもいる簡単な仕事をする人にまで適用する必要はないという考えがもともとあります。つまり、それぞれの産業の特有の仲間に適用するというわけです。そのなかで、18 歳未満と 65 歳以上には適用しないという除外のしかたなどが「ネガティブリスト」といわれるものですが、それを、「こういう要件を備えた人」について適用するという表現に変えた方がいいのではということです。その方が特定最低賃金の存在感がはっきりするのではという議論で、「大括りな銘柄（＝「基幹的労働者」）に着目した、仕事基準での最低賃金制」をめざすという提言です。

これについてはまだよくわからないところもあります。たとえば、電機連合はほぼ全国の都道府県で特定最低賃金を設定するという成果をあげてきました。これは労働組合の活動

の１つの成果です。しかし、特定最低賃金が適用されるのは組合員だけではありません。電機連合の活動の成果がそれ以外の人にも及んでいるということです。組合に入っていない、ある地域の電機産業のパートの人にも適用されるのが特定最低賃金です。ですから、電機連合ががんばっているから自分も地域別最低賃金よりは高いものが適用されるのかという存在感があります。しかし、ポジティブリストではそうした意義がなくなるかもしれません。アイデアとしてはポジティブリスト化して対象を明確にするというのはいいことだとは思うのですが、地域別に特定最低賃金を設定できるような交渉力のある労働組合であれば、組合員には法定のものとは別に最低賃金協定を労使間で結んでいることも多いわけです。それでいけるのではという感じもします。

２）「基幹的労働者」からの 65 歳以上の除外

ところで、基幹的労働者からの 65 歳以上の除外という考え方そのものにも疑問があります。これを続けていると、低賃金の若年層へ、その産業の労働力構成が交代していくということが容易に行われるのかという疑問です。

【図表 3-1】　所定内給与が下位の労働者に占める高齢者と若年の比率の変化

2019 年

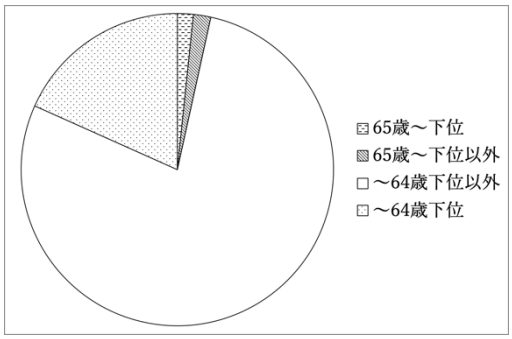

2019 年

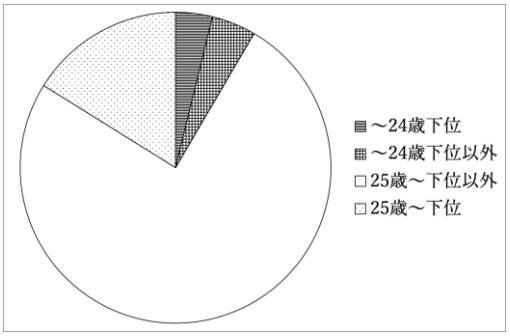

2001 年

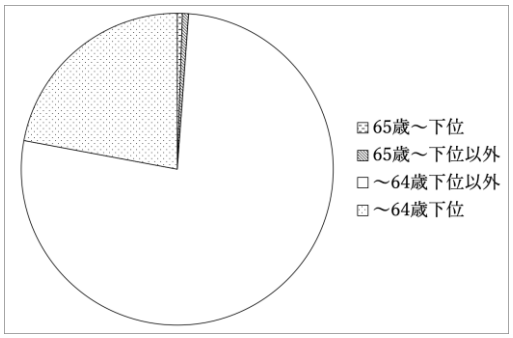

2001 年

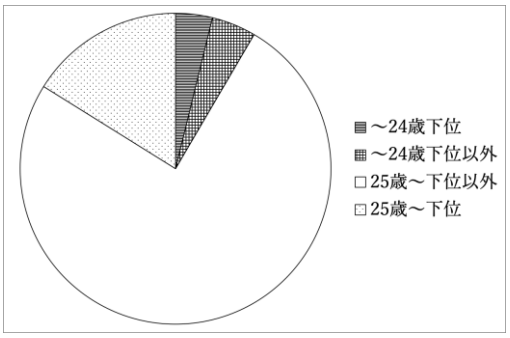

出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」。

そこで、【図表 3-1】をみていただきます。まず所定内給与が下位の労働者に占める高齢者比率の変化ですが、65 歳以上と 65 歳未満について、下位、おおむね下 5 分の 1 ですが、その水準の給料をもらっている人と、それ以外を分けると、2019 年では 65 歳以上で下位（給料の安い）の人よりも、65 歳未満で下位（給料の安い）人が多いわけです。左上の円グラフですね。これを、右上の円グラフで、25 歳以上と 25 歳未満に分けてみると、25 歳未満は 65 歳以上よりも数は多いわけで、下位の賃金を受け取る若い人の割合は高齢者よりも大きいことがわかります。

ところが、それを 2001 年にさかのぼると、25 歳未満の低賃金労働者に占める割合はもっと大きかったわけですが、65 歳以上の高齢者の割合は非常に少なかったのです。つまり、一定以下の低い給料をもらって仕事をする高齢者がこの 20 年で増えてきているのです。したがって、若年層の入職経路確保を考えると、「高齢者は低賃金」という常識を変える必要があるのではと思っています。日常生活で「年寄りに仕事させると安い」ということが常識化してしまっていて、草刈りをシルバー人材センターの人にしてもらいましょうとか、この仕事なら高齢者の人にやってもらいましょうとやっていると、経験豊富な高齢者が低賃金で働くわけですから、若い人間を雇う動機がなくなります。

けれども、高齢になれば長時間の仕事を行う体力はだんだんなくなります。最低賃金の考え方は、1 時間当たりの賃金率を規制するものですから、まさに 1 時間当たりの賃金はそれなりのきっちりしたものを払って、長時間働かなくて済むようにする方が、社会の姿としては、はるかに理想的ではないかと思います。今は、いくつかの職種で、高齢の人が長時間働いています。その意味で、65 歳以上の高齢者を特定最低賃金から除外するという考え方は改めた方がいいのではないかと考えているところです。なお、高齢の労働者が増加している直接の原因は、いうまでもありませんが、高年齢者雇用安定法によって 60 歳以上の人が労働市場に残るようになったことです。問題は、その人たちの労働条件をどうするかです。

4　公契約条例の賃金条項

公契約条例とはどのようなものかよくわからないという方もおられるかもしれません。簡単に言えば、ある自治体がある仕事、たとえば建設関係の仕事を事業者に発注する場合に、労働者にこういう金額以上の賃金を支払っている事業者と契約するというものです。それを決めるのが公契約条例の賃金条項です。仕事を受注しようとすれば、労働者に自治体と約束した賃金を払わないといけない義務が発生します。実際支払われているかは、それを担保するため多摩市などは、あなたの職種の賃金はいくらですと現場に一覧が張られれているそうです。「タレコミ方式」などと呼ばれたりしますが、額面のものをもらっていなければ自治体に“たれこむ”ということです。

もともと、この議論には、建設労働者の良質な労働力の確保という意味合いがあります。

それともう一つは官製ワーキングプアをなくすという意味合いが考えられてきました。しかし、官製ワーキングプアをなくすということはなかなかうまくいきません。例えば、兵庫県の尼崎市で同様の条例を作ろうとしましたが、賃金条項は入りませんでした。行政の抵抗感がつよいのです。そのような高いお金を要求するようなものを、事業者は許容できないだろうというものです。一方、賃金条項が入った自治体は、単純に言うと、事業者のみなさんもそのような高い給料で、いい職人がうちの町に残ってくれたらいいわというものです。そういうところでは成功しています。

【図表 4-1】

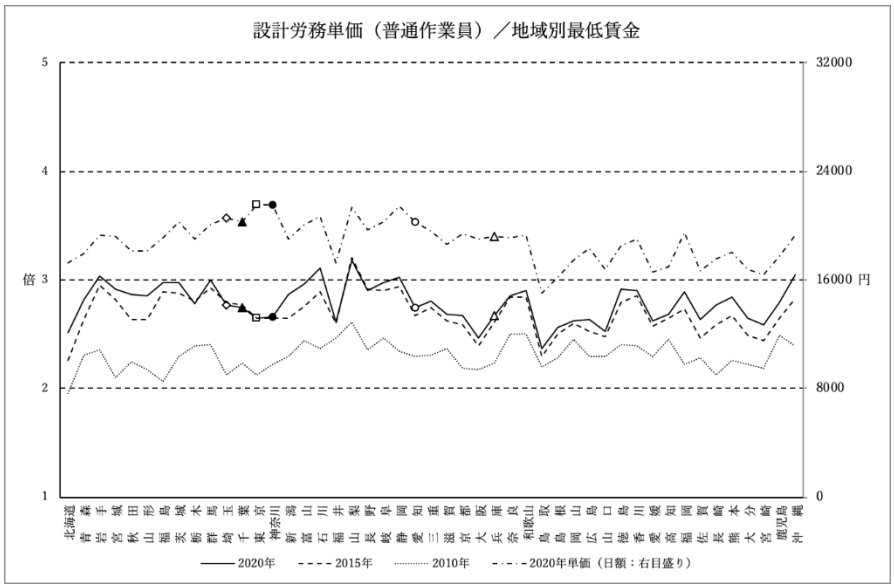

そこで【図表 4-1】をみていただきます。まず、いちばん上の折れ線は右目盛りで、公共工事設計労務単価の普通作業員の労務単価です。南関東、つまり、神奈川、東京、埼玉、千葉はわりと額面は高いですね。この単価は、毎年の調査を反映するので、建設労働者の実勢単価に近いものです。

このグラフで、地域ごとのこの単価を、地域別最低賃金と比較して、どれだけ見栄えがするかを比較してみます。下側の 3 本の折れ線は左目盛りで、各々の年に、この労務単価が地域別最低賃金の何倍かを示すものです。そうすると、南関東 4 都県は最低賃金が上がりましたので、これと比較して普通作業員の労務単価は、他地域と比べてそれほど見栄えがしなくなっていることがわかります。つまり、2010 年からの変化を読みとると、地域別最低賃金は南関東が上がり、東北はそれほど上がらず、その一方で、東北は災害復興工事で設計労務単価が上がったために、南関東よりもいっそう見栄えがするようになっているわけです。こうなると、南関東からはいい職人が出て行ってしまうかもしれないでしょう。そこで、たとえば公契約条例によって、相場に合わせた賃金を保証した方がいいということになります。ところが、このグラフでみると、大阪などは周囲の県の建設需要が旺盛ではなく、労働力の流出していく心配が少ないようです。とび工や鉄筋工も同じような構造です。

【図表 4-2】

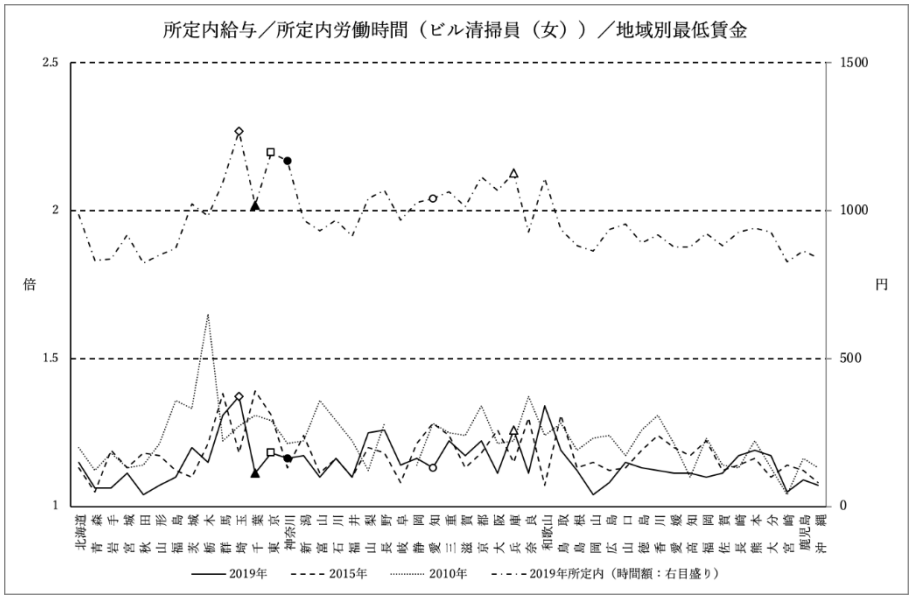

一方、【図表 4-2】をみてください。賃金構造基本統計調査には職種別の賃金が示されていますが、その中で賃金水準の最低といえる職種が「ビル清掃員(女)」です。この職種の都道府県別の平均賃金についても、建設労働者と同様、地域別最低賃金で割ってどの程度見栄えがするかを試しにみてみました。そうすると、1倍から１．５倍の間にほとんどの都道府県の数値が入ります。これは最低賃金すれすれということです。ちなみにこれは短時間労働者ではなく一般労働者です。しかも、建設労働者とは異なり、複数年度に共通する傾向もありません。

この状況の中で、たとえば「ビル清掃労働力が流出してしまうから賃金を上げましょう」という話が事業者に説得性を持つか、これは疑問です。しかも、建設の場合との絶対額の違いも考慮すべき大きな要素です。たとえば、日当が 2 万円か 2 万 5 千円かなら 2 万 5 千円へ行こうという話になります。しかしビル清掃員は時間当たり、よそと 100 円違うかどうかです。その程度の差では、通勤時間が生活時間に食い込んだり、通勤費が出なかったりすることを考えると、よそへ働きに行こうという動機が働きにくいでしょう。このように、元々ある程度の相場が確立している世界と、そうでない世界をごっちゃにして公契約条例を考えても無理があるということが分かってきました。賃金条項のある公契約条例が野田市で最初にできたのが 2009 年でしたが、それに続こうという自治体で何がうまくいかないかといえば、このような背景もあるだろうと今は考えています。

5　賃金格差を抑制するツールとして

では最後のお話です。【図表 5-1】ですが、ＯＥＣＤの日本の最低賃金は一般労働者の賃金（中位数）に対して水準が低いということを示しています。2018 年の数値で、0.4 です。そのこと自体はかなりよく言われていることなのですが、ここで注目して欲しいのは韓国です。2000 年には 0.3 を下回っていましたが、今は 0.6 に近づいています。一所懸命な取

り組みがないとこのような形では上昇はしません。

そもそもの話ですが、賃金の中位数に対して、最低賃金が 0.4 か 0.6 かという比較が意味するのは、中位から下の賃金格差を、各々の社会がどのくらい許容するかということについての比較です。その許容範囲を中位数 1 ～0.6 倍の幅におさめておこうというのが韓国式です。そうすると、一つの経済圏として考えたときに、韓国の方が国際競争力の面で強いのではないかという気がしてきます。というのも、賃金のレンジが広いと、一番安い労働者の賃金でその国のものができるのだろうと思われて、その国の賃金水準の説得性が弱くなるからです。

昔、建設業のとび職の社長さんから聞いた話ですが、建設労働者は 50 年間人手不足と言われ続けているなかで、年功賃金ではありません。若年層に対する魅力として年功賃金体系にしたら人が入ってくるのではと尋ねると、それはアイデアとしては分かるがそのようにはできないというお話でした。なぜかというと、元請のゼネコンとの間での取り決めでは、職人を 1 人出して、その人が何日・何時間働いていくらという金額がとび職の会社に入ります。年功的にその単位時間あたりの額に自分のところで格差をつけると、だったら若くて賃金の安い職人だけを出してくれ、ということになりかねません。つまり、価格交渉で買いたたかれるので、あまり職人個々に給料の格差を設けられないということでした。国際競争という観点からみて、韓国はそれをクリアしようとしているのではないかというように思います。

【図表 5-1】

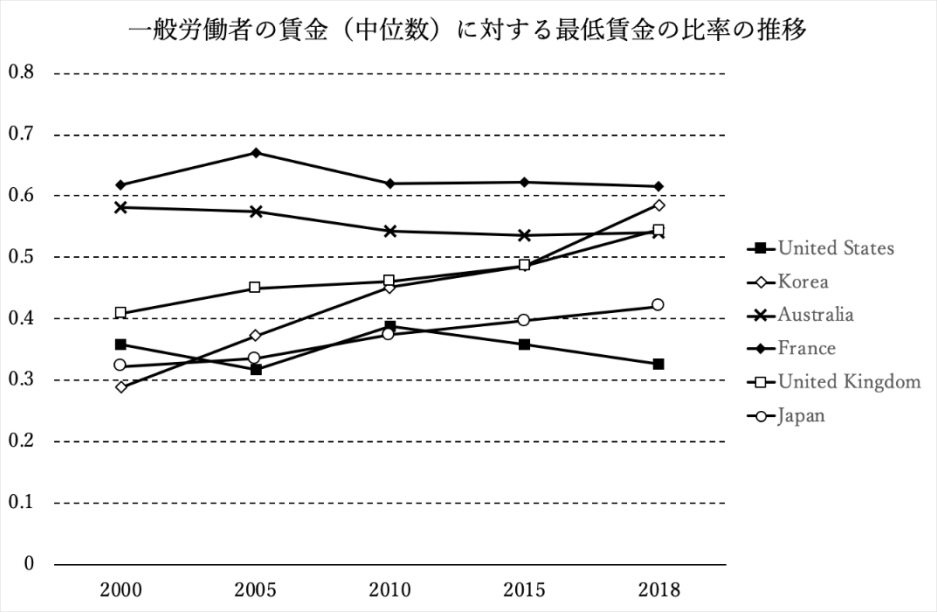

OECD(2019)Job quality database.

さきほど 2 のところで、住居費を社会保障、所得保障として払うというアイデアに触れま

したが、そういう手当の仕組みは、農産物に対する補助金と同様、労働力に対する補助金といえます。そのようにして製品やサービスごとに反映される賃金率を一定の範囲に収め、この賃金水準でこそこの製品が出来ますといって国際競争力を獲得していく方が得策ではないでしょうか。ところが、この 30 年間、そのような議論はなくて、日本の賃金をドル建てで考えたときに他より高すぎる、だから競争力がないという話だけがなされてきたように思います。個々の労働者の労働条件を下支えするツールとして最低賃金を考えるだけではなく、最低賃金で賃金格差を抑制すると同時に住居費などの所得保障をするということを戦略的に考える時期に来ているのではないでしょうか。

質問

Q：菅内閣のアドバイザーのアトキンソン氏は最低賃金をあげよという論客ですが、どのようなからくりがあるのでしょうか？

吉村：日本の系列取引でメーカーの下請け・孫請けの構造で、それらの下請け企業の「売り」は付加価値生産性ではなかったはずです。その企業は出来るだけ安くメーカーに売ることを宿命づけられており、儲けてはダメなわけです。技術力は持っているということでメーカーに説得性を持ち続けるというかたちで頑張ってきたわけでしょう。そういうところは、あえていえば生産性の低さが売りだったわけです。それを、これからはもっと生産性が高い方がいい、最低賃金を上げることで労働者の賃金も上げて高い価格で売るとなると、当然メーカーにとっては調達コストが高くなります。一方、今のメーカーの状況を見たときに、1980 年代までの従業員自治のような企業ではなく、事実上外資が発言権を持つというところも増えてきているでしょう。そうすると、個々のメーカーからすれば、下請けの最低賃金上昇によって、今までのようには儲けることができず、上からは株主としての外資の発言権が圧力を増すという上下の挟み撃ちができるわけです。これが 100%成功するかということではなく、いくつかの狙いを定めたメーカーを外資の手中におさめる方法としては有効ではないでしょうか。

Q：アトキンソンさんの件ですが、危惧しているのは最低賃金を上げ、賃金を上げられない中小企業は淘汰すべきだといっています。中小企業をつぶせということです。最低賃金を上げれば支払えない中小企業はつぶれる、そこで働いていた人は生産性の高い産業に移るで、産業構造が再編されるというようなことを言っています、最低賃金を上げろと言っている

ことが僕らにとってとてもいいというわけではなく、中小企業をつぶしてしまえという考え方ではないかと思っています。地銀はこれまで地道に中小企業に貸し付けしていますが、それダメなところは潰してしまえということではないか、と非常に危惧しています。菅政権の産業政策は中小企業をもっと支援していくのではなく、デジタル化などを進め、大手や新しい企業を育成していくのではないか。

吉村：おっしゃるとおりで、最低賃金を労働条件とか生活を保障できるかという観点だけから議論していると落とし穴があるような気がします。アトキンソンさんが出てくる前から、経済学の中ではたとえば橘木俊詔さんも最低賃金をあげるべきで、払えない企業は淘汰されてしかるべきだとおっしゃっていましたよね。賃金上昇ということでいえば歓迎されそうな論理なのですが、いずれにせよそういうような流派の声が大きくなっているように感じます。

★★★★★★★★★★★★《講師紹介》吉村　臨兵　氏★★★★★★★★★★★★

◎プロフイール

1993 大阪市立大学大学院経済学研究科

前期博士課程修了

1995 釧路公立大学経済学部専任講師

1998 奈良産業大学経済学部助教授

2007 ～　現職

（書籍）日本労働年鑑 第 86 集 （旬報社 2016 ）／大阪社会労働運動史 第 9 巻（世紀の交差）（2009 ）／社会政策 1（ワーク・ライフ・バランスと社会政策）（法律文化社 2008 ）／三訂 社会政策を学ぶ人のために （世界思想社 2007 ）／高度成長のなかの社会政策 ： 日本における労働家族システムの誕生 （ミネルヴァ書房 2004 ）／契約労働の研究 ： アウトソーシングの労働問題（多賀出版 2001 ）／大阪社会労働運動史 転換期 第 8 巻（有斐閣 1999）他多数

★★★★★★★★★★★★ちょっといって講座実行委員会★★★★★★★★★★

福井市大和田 2 丁目 517 福井県地方自治研究センター内

TEL（0776）57-5800　http://www.mitene.or.jp/~ryuzo